# 新潟県社会人サッカー連盟会計要綱

(収入)

- 第1条 新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)の収入は、新潟県社会人サッカー連盟規約(以下「規約」という)第16<del>15</del>条による。
- 2 <del>上記</del>経費の額は、理事会にて審議し、総会にて決定する。

(支出)

- 第2条 本連盟の支出は、次下記のとおりとする。
  - (1) 本一般財団法人全国社会人サッカー連盟及び北信越社会人サッカー連盟加盟費
  - (2) 東日本社会人サッカー大会における当連盟の負担金
    - (3) 新潟県社会人サッカーリーグ(以下「県リーグ」という) 運営費
    - (4)全国社会人サッカー選手権大会新潟県大会 (以下「社会人大会」という)運営費
    - (5)全国クラブチームサッカー選手権大会新潟県大会 運営費
    - (6) 新潟県社会人サッカーリーグ交流戦(以下「交流戦」という) 日本スポーツマスタ
- ーズサッカー競技新潟県予選会(以下「マスターズ」という)運営費
  - (7) 事務費
  - (8) 理事長及び各部長通信費
  - (9)会議費
  - (10) 表彰費
  - (11) 理事長出張費
  - (12) 北信越交流費
  - (13) 錢别激励費
  - (14) 北信越社会人サッカー連盟主管大会運営費における当連盟の負担金
  - (15) 予備費
  - (16) その他

#### (審判費)

第3条 審判員日当は、次<mark>下記</mark>のとおりとし、県リーグ及び社会人大会新潟県大会に於いて、 参加チームに割り当てられた副審と第4審判員には、支払わない。

- (1)参加チームの帯同審判員日当(1試合) 1,000円
- (2)県連盟派遣審判員 (主審) 3,000円
- (3)県連盟派遣審判員 (副審と第4審判員) -

# (役員日当)

第4条 本連盟主催の各大会に召集した役員の日当及び総会・理事総会・各部会に召集した役員の日当は、県協会にならい次下記のとおりとする。

(1)役員日当 1日 2,0005,000円

- (2)役員日当 半日<del>3時間</del>以内 1,000<del>2,50</del>0円
- (3) 理事長出張時の日当 2,000<del>5,000</del>円
- 2 大会運営補助役員の日当は、<mark>次下記</mark>のとおりとする。
  - (1)補助役員日当 1日 2,000<del>3,000</del>円
  - (2)補助役員日当 半日<del>3時間</del>以内 1,000<del>1,500</del>円
- 3 役員又は補助役員として、日当の支給拘束時間に、12時から13時又は19時から2 0時が含まれる時の食事は、本連盟が現物支給又は次<del>下記</del>のとおり負担する。
  - (1)役員・補助役員の食事代(1食) 1,000円
- 4 理事長出張時の日当には、食事代を含む。但し、宿泊が必要な場合の日当は、宿泊日数 に1日を加えた日数分を支払う。
- 5 運営委員で理事長が認めた場合の出張の日当は、理事長出張時と同額とする。

# (旅費)

第5条 審判費を支給された審判員の旅費は、審判部から請求される別紙資料1による。

- 2 役員日当を支給された役員の旅費は、県協会にならう<del>別紙資料1による。</del>
- 3 補助役員として召集された者の旅費は、支払わない。
- 4 理事長又は理事長が認めた運営委員の<mark>北信越への</mark>出張時の旅費は、北信越社会人サッカー連盟より支給される<del>による</del>。

(グランド使用料・設営費及び当番手当)

第6条 グランド使用料・設営費及び当番手当は、次下記のとおりとする。但し、石灰代に ついては、実費を支払う。

- (1) グランド使用料 実費
- (2) グランド設営費(石灰代等) 実費
- (3) 当番手当(1日) 2,000<del>3,000</del>円

## (各種大会運営費)

第7条 運営費の支給の対象となる大会は次のとおりとする。

- (1) 県リーグ
- (2) 社会人選手権大会
- (3) クラブ選手権大会
- (4) マスターズ
- 2 運営費は次のとおりとする。
  - (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
  - (2)審判費及び旅費
  - (3)通信費及びプログラム代及びその他の費用
  - (4)役員日当及び旅費

## (県リーグ運営費)

第7条 運営費は下記費用とする。

- (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
- (2) 審判費及び旅費
- (3)通信費及びプログラム代及びその他の費用

# (社会人選手権新潟県大会運営費)

- 第8条 運営費は下記費用とする。
  - (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
  - (2) 審判費及び旅費
  - (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
  - (4)役員日当及び旅費

# (クラブ選手権新潟県大会運営費)

- 第9条 運営費は下記費用とする。
  - (1)グランド使用料・設営費及び当番手当
  - (2)審判費及び旅費
  - (3) 通信費及びプログラム代及びその他の費用
  - (4)役員日当及び旅費

# (交流戦運営費)

- 第10条 運営費は下記費用とする。
  - (1) グランド使用料・設営費及び当番手当
  - (2)審判費及び旅費
  - (3)通信費及びプログラム代及びその他の費用
  - (4)役員日当及び旅費

#### (総務費)

- 第811号 連盟を運営する為の一切の費用
- 2 事務局には、事務局運営費を支給し、その額は次<del>下記</del>のとおりとする。
  - (1)事務局運営費 ○○○○円

## (理事長及び各部長通信費)

- 第9<del>12</del>号 理事長及び各部長には通信費を支給し、その額は次<del>下記</del>のとおりとする。
  - (1) 理事長<mark>及び各部長通信費 ○○○○○</mark>円

## (会議費)

- 第10<del>3</del>号 会議費は次のとおりとする<del>は下記費用とする</del>。
  - (1)会場使用料
  - (2)役員日当及び旅費
  - (3) 食事が必要な時の食事代
  - (4) 資料等の作成費及びその他必要な経費

#### (表彰費)

- 第114号 県リーグでの楯及び賞状作成費
- 2 社会人<del>選手権新潟県</del>大会での楯及び賞状作成費 ??
- 3 クラブ<del>チーム</del>選手権<del>新潟県大会</del>での楯及び賞状作成費 <mark>??</mark>

## (理事長出張費)

- 第12<del>5条</del> 全国社会人サッカー連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県 外への出張時に支給する。
- 2 その他必要な時に支給する。
- 3 理事長出張費は、次<del>下記</del>のとおりとする。
  - (1) 旅費
  - (2)日当
  - (3)宿泊費
- 4 理事長出張費は、次<del>下記</del>のとおりとする。
  - (1)旅費 JR往復実費又は航空運賃
  - (2)日 当 役員日当による。
  - (3)宿泊費(1日) 10,000円実費

# (北信越交流費)

- 第16条 本連盟又は北信越社会人サッカー連盟の要請により、新潟県外への出張時に、連 盟役員に支給する。
- 2 その他必要な時に支給する。
- 3 北信越交流費は下記費用とする。
  - (1) 旅費
  - (2) 日当
  - (3) 宿泊費
- 4 北信越交流費は、下記のとおりとする。
- (1) 旅費 JR往復実費又は航空運賃
- (2)日 当 役員日当による。
- <del>(3) 宿泊費 (1日) 実費</del>

# (激励費<mark>餞別</mark>)

- 第137条 全国大会に出場する時支給する。
- 2 上記の餞別代は、次<del>下記</del>のとおりとする。
  - (1)激励費錢别 30,000円

# (北信越社会人サッカー連盟主管大会)

第14<del>8条</del> 社会人大会北信越大会において、新潟県で開催する場合の経費は、北信越社会 人サッカー連盟<del>と本連盟</del>が負担する。

- 2 上記大会の費用は次のとおり下記とする。
  - (1) グランド使用料
  - (2)役員日当及び補助役員日当及び旅費
  - (3) プログラム作成費及びボール代
  - (4)会議費
  - (5)通信費及びその他の費用
- 3 北信越社会人サッカー連盟との費用の分担方法は、北信越社会人サッカー連盟規定による。

## (費用の請求)

第159条 費用は担当各部で決算書を作成し、領収書を添付して総務部へ請求する。

## (納入)

- 第1620条 本連盟加盟費及び準加盟費は、連盟へ納入する。
- 2 県リーグ参加費は、連盟へ納入する。
- 3 社会人大会<del>新潟県大会</del>参加費は、競技<del>技術</del>部へ納入する。
- 4 クラブ選手権参加費は、競技<del>技術</del>部へ納入する。
- 5 その他の一切の費用は、連盟へ納入する。

# (納入期日)

第1721条 決められた期日までに、必ず納入すること。

# (その他)

第18<del>22条</del> 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、理事長が調査し、理事<del>総会で審議し、総会に諮り決定する。</del>

# 附則

本要綱は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成10年 4月 改正

平成26年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改定